太田市意見公募手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市まちづくり基本条例(平成17年太田市条例第318号)第6条及び第12条の規定に基づき、意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民に対する説明責任を果たし、市民の市政への参画と協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 意見公募手続 市の重要な施策の策定過程において、その施策等の案の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民から意見及び情報(以下「意見等」という。)を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
  - (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
  - (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を 営むもの等をいう。

(対象)

- 第3条 意見公募手続の対象は、次に掲げるものとする。
  - (1) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を 定める計画の策定又は改定
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
  - (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則又は指導 要綱等の制定又は改廃
  - (4) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
  - (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの (適用除外)
- 第4条 次に掲げるものについては、この要綱の規定は適用しない。
  - (1) 公益上、緊急に施策等を策定する必要があるため、意見公募手続を実施す

ることが困難であるもの

- (2) 意見公募手続を実施することを要しない軽微な施策等の変更を行うもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接 請求により議会に付議するもの
- (4) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関又は これに準ずる機関において、意見公募手続に準じた手続を経て策定した報告、 答申等に基づき、実施機関が施策等を策定するもの
- (5) 法律若しくは命令又は条例、規則等に意見公募手続に準じた手続が定められ、この要綱と同等の効果を有すると認められるもの
- (6) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの (施策等の案の公表)
- 第5条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う 前の適切な時期に、施策等の案を公表するものとする。この場合において、実 施機関は、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。
  - (1) 施策等の趣旨、目的、背景、経緯等
  - (2) 施策等の案についての概要
  - (3) 市民が施策等の案を理解するために必要な資料
- 2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、意見等の提出 先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて公表するものとする。

(公表の方法)

- 第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市ホームページへの掲載
  - (2) 担当課等における閲覧
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、施策等の案が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、施策等の案全体については、 担当課等における閲覧のみとすることができる。

(意見等の提出)

- 第7条 実施機関は、施策等の案及び第5条第1項各号に掲げる資料の公表の 日から原則として30日以上の期間を設けて、施策等の案についての意見等を 募集するものとする。
- 2 意見等の提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 実施機関は、市民から意見等の提出を受けるときには、住所、氏名その他必要に応じて、次に掲げる事項を明記させるものとする。
  - (1) 市の区域内に事務所又は事業所を有するもの及び市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者にあっては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
  - (2) 市の区域内に存する学校に在学する者にあっては、当該学校の名称及び所 在地
  - (3) 意見公募手続に係る事案に利害関係を有するものにあっては、当該利害関係を有することを証する事項

(意思決定を行った施策等の公表)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の 策定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとし、第4条1号に規定する理由に該当することにより意見公募手続を 実施せずに策定した施策等にあっては意見公募手続を実施しなかった 旨及びその理由を併せて公表するものとする。ただし、太田市情報公開条 例(平成17年太田市条例第9号)第6条に規定する不開示情報に該当するもの は除くものとする。
  - (1) 提出された意見等の概要
  - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
  - (3) 施策等の案を修正した場合における修正内容
  - (4) 意思決定後の施策等
- 3 前項の規定による公表の方法については、第6条の規定を準用する。 (実施状況の公表)
- 第9条 市長は、実施機関が意見公募手続を行っている案件について、その実施 状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載して、これを公表 するものとする。

- 2 前項の一覧表は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 案件名
  - (2) 公表日
  - (3) 意見等の提出期間
  - (4) 問い合わせ先

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に実施機関が策定する施策等について適 用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある施策等については適用しない。 ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じ た手続を実施するものとする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。